

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の考え方

○最低制限価格制度

予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする制度

土木等一般工事
直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10の合計に0.98を乗じて千円未満を切捨てた額

土木系機械・電気設備工事
機器単体費を除く直接工事費の10/10＋機器単体費の9.2/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10の合計に0.98を乗じて千円未満を切捨てた額

建築工事
(直接工事費－現場管理費相当額)の10/10＋共通仮設費の9/10＋(現場管理費＋現場管理費相当額)の9/10＋一般管理費等の7/10の合計に0.98を乗じて千円未満を切捨てた額

現場管理費相当額＝直接工事費の1/10

最低制限価格

入札額が①の場合：予定価格を超えた入札は失格とする。

入札額が②の場合：有効な入札(予定価格以下かつ最低制限価格以上)
注)最低制限価格と同額の入札は有効

入札額が③の場合：最低制限価格未満の入札は失格とする。

○低入札価格調査制度

調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度

土木等一般工事
直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10の合計から千円未満を切捨てた額

土木系機械・電気設備工事
機器単体費を除く直接工事費の10/10＋機器単体費の9.2/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10の合計から千円未満を切捨てた額

建築工事
(直接工事費－現場管理費相当額)の10/10＋共通仮設費の9/10＋(現場管理費＋現場管理費相当額)の9/10＋一般管理費等の7/10の合計から千円未満を切捨てた額

現場管理費相当額＝直接工事費の1/10

調査基準価格

(数値的判断基準)

数値的判断基準
(1,000万円未満の工事はアは除く)
ア. 各工事金額は設計金額の50%以上であるか
(100万円未満は除く)
イ. (直接工事費＋共通仮設費)は設計金額の80%以上であるか
ウ. (現場管理費＋一般管理費等)は設計金額の45%以上であるか

判断基準額

調査基準価格に0.98を乗じて千円未満を切捨てた額

入札額が④の場合：予定価格を超えた入札は失格とする。

入札額が⑤の場合：低入札価格調査対象外(予定価格以下かつ調査基準価格以上)
注)調査基準価格と同額の入札は低入札調査の対象外

入札額が⑥の場合：低入札価格調査対象(調査基準価格未満かつ判断基準額以上)
注)判断基準額と同額の入札は低入札価格調査の対象

入札額が⑦の場合：判断基準額未満の入札は失格とする。

※令和5年4月1日以降に公告もしくは指名通知をする工事に適用します。